

# 阪神水道企業団規約の変更の協議の件について（概要）

## 1 趣旨

阪神水道企業団を設ける地方公共団体に明石市を加えること及び阪神水道企業団規約の一部を変更することについて関係地方公共団体と協議するにあたり、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

## 2 阪神水道企業団規約の変更点

- ① 構成市として明石市を追加する。
- ② 施行期日は、明石市に給水を開始する「令和 7 年 4 月 1 日」とする。

## 3 今後の予定

- ① 構成市の市議会において、明石市の加入及び企業団規約の一部変更に関する協議の議決。明石市議会においては、阪神水道企業団への構成市加入の議決。
- ② 構成市市長及び明石市長との間で協議書の締結。
- ③ 阪神水道企業団企業長から兵庫県知事へ規約変更の許可申請（地方自治法第 286 条）。

## 4 明石市への新規供給の概要

- ① 加入時期  
令和 7 年 4 月 1 日
- ② 明石市が希望する水量（1 日最大給水量）  
14,400 m<sup>3</sup>/日
- ③ 供給の方法

明石市は阪神水道企業団の施設に直結する施設を持たず、本市施設を經由して供給を行うため、水道法第 24 条の 3 に基づく「第三者委託制度」を活用することとしている。本市は、明石市への送水業務について、阪神水道企業団から委託を受け、必要な費用は阪神水道企業団を通して明石市から受け取ることとなる。

<参考>水道法（ぬきがき）  
（業務の委託）

第 24 条の 3 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

第 76 号議案

阪神水道企業団規約の変更の協議の件

阪神水道企業団を設ける地方公共団体に明石市を加えること及び阪神水道企業団規約の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体と協議する。

令和 5 年 11 月 29 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

阪神水道企業団規約の一部を変更する規約

阪神水道企業団規約（昭和 37 年兵庫県指令地第 1700 号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「変更部分」という。）及び変更後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びこれに順次対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

| 変更後   | 変更前   |
|---|---|
| (企業団を組織する市)<br>第 2 条 企業団は、次の市をもつて組織する。<br>神戸市<br>尼崎市<br>西宮市<br>芦屋市<br>宝塚市<br><u>明石市</u> | (企業団を組織する市)<br>第 2 条 企業団は、次の市をもつて組織する。<br>神戸市<br>尼崎市<br>西宮市<br>芦屋市<br>宝塚市 |

## 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

## 理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 ぬきがき

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 [略]

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。